

「生活指導統一基準」について その 1

平成 25 年 6 月 13 日 教育庁

東京都教育委員会は、「都立高校改革推進計画 第一次実施計画」に基づいて、都立高校生の基本的なルール・マナーの理解及び実践する力の向上を図るとともに、自らの行動に責任をもつ意識を育むことを目的として「生活指導統一基準」を策定し、全都立高校において生活指導の充実を図ります。平成 27 年度から **全都立高校で実施する「生活指導統一基準」に基づいた生活指導**の取組と、平成 25 年度の先行実施校について、別紙のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

規範意識の育成について

教育庁

- 【現状】 ○ 「生活指導が徹底している」と思っている都民 約 12% (都立高校の現状把握に関する調査)
○ 「生徒の規範意識が低下している」と思っている都立高校生 約 70% (都立高校白書)
○ 生徒の素行に関する苦情の増加平成 19 年度 27 件→平成 24 年度 76 件 (事故・苦情等件数)

- 【課題】 ○ 都立高校が毅然とした生活指導を組織的に行うことが必要
○ 生徒の「規範意識」や「公共の精神」等の育成が必要
○ 指導に関わる校内規定に、法令に基づいた対応 (懲戒処分) を加えることが必要

《 生活指導統一基準 》

●身に付けさせる規律・規範の明示 (平成 24 年度)

- ◎ 公共の場や交通機関でのルール・マナーを守る生徒
- ◎ 時と場に応じた、身なりや所作がきちんとできる生徒
- ◎ 相手の立場を踏まえた適切なコミュニケーションができる生徒
- ◎ 時間を意識して、行動する生徒
- ◎ 授業規律を守る生徒

●懲戒処分を含む「特別指導の指針」の策定 (平成 25 年度)

法令に基づいた懲戒の発出と改善の指導を行うための指針

【例】

問題行動	問題行動についての対応	指導内容
自転車二人乗り、自転車の暴走行為	説諭, 訓告	矯正指導 面接指導 ・学校生活を送る上での課題等について ・退学の場合は、進路に関する内容について カウンセリング
授業妨害、暴言、器物破損	説諭, 訓告, 停学	
携帯電話やネットなどによる誹謗中傷行為	訓告, 停学	
飲酒、喫煙等の行為、窃盗 (万引きなど)、定期考査等での不正行為	停学	
「威圧行為」・「いじめ」等の行為、覚せい剤やシンナー等の薬物の使用	停学, 退学	
傷害、恐喝、放火	退学	

- ※ 問題行動に対して懲戒処分を発出するなど、責任をとらせた上で改善のための指導を粘り強く行う。
- ※ 問題行動を繰り返した場合は、停学の期間を拡大するなど懲戒の内容は前回より重くなる。
- ※ 訓告、停学、退学は、学校教育法施行規則第 26 条による懲戒処分

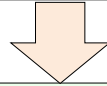
「生活指導統一基準」について その2

平成25年6月13日 教育庁

【先進実施校の取組】 (平成25・26年度)

「身に付けさせる規律・規範」に基づいた具体的な「指導内容」の設定と指導(平成25年度～)

「特別指導の指針」に基づいた、懲戒処分を含めた校内規定の改定(平成26年度～)



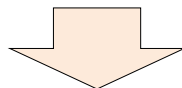
全教員による指導

授業開始のチャイムとともに授業を開始し、生徒に「時間を守る」意識を育成 (平成25年度～)
・ 共通実践による生徒の「時間を守る」意識の育成と教員の意識改革

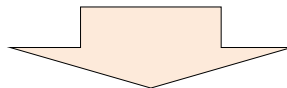
実践事例集の作成 (平成25・26年度)

※平成25年度先行実施校 (18校) 南葛飾高等学校・荒川工業高等学校・足立工業高等学校・葛飾商業高等学校・小岩高等学校・狛江高等学校・深沢高等学校・千歳丘高等学校・練馬工業高等学校・中野工業高等学校・第五商業高等学校・永山高等学校・府中東高等学校・八王子桑志高等学校・羽村高等学校・五日市高等学校・拝島高等学校・青梅総合高等学校

※平成26年度先行実施校 (指定数を拡大予定)



平成27年度 全校実施



【期待できる成果】

- 生徒の規範意識や公共の精神等の高揚
- 生徒の自分のとった行動に対する責任感の醸成
- 学校の組織的な生活指導と望ましい学習環境の実現
- 都民の都立高校に対する信頼の向上